

携帯電話基地局の設置に関する主な条例・要綱、協定書等

施行時期	自治体名	名称／概要
1998年3月	熊本市（熊本県）	「熊本市携帯電話用通信鉄塔の建設に関する周辺説明取り扱い」 対象：携帯電話基地局 概要： 1) 近隣住民に対し、事前に、誠意をもって理解を得るよう説明を行う 2) 建設予定地に、告知版を設置すること
2002年4月	滝沢村（岩手県）	「滝沢村環境基本条例」 前文：「電磁波や低周波といった新しく人体におよぼす影響について国際的に検討される分野も生じてきており、今に生きる私たちだけでなく後世の人にも悪い影響を与えることが心配されております」 概要： 1) 電磁波や低周波による影響などの調査研究 2) 公害の原因となる行為、良好な環境保全に支障となる行為を防止するため必要な規制を行うよう努める
2003年4月	盛岡市（岩手県）	「盛岡市中高層建築物等の建築等に係わる住環境の保全に関する条例」 対象：高さ15m以上の携帯電話基地局、または基地局の高さが10m以上あって建物に設置されると地上からの高さが15mを超えるもの 概要： 1) 建築確認申請をする30日前（建物に設置する場合は45日前）から、計画地に看板を設置し建築計画を公開

2) その後「速やかに」近隣住民へ説明会や戸別訪問を行い、建築物の位置、用途等を「必ず書面にて説明」しなければならない

2003年4月 久留米市（福岡県）

「久留米市建築紛争の予防と調整に関する条例」

対象：高さ 15m 以上の携帯電話基地局

概要：基地局の高さ×1.3 倍の範囲の住民に対し、建設計画の事前説明を行う

2005年4月 仙台市(宮城県)

「携帯電話中継塔の築造に関する協定書」

対象：高さ 20m 以上の基地局（第一種・第二種低層居住専用地域では高さ 15m 以上）

概要：

- 1) 事業者は近隣の住環境に十分に配慮
- 2) 建設計画の概要を示した標識を予定地に設置
- 3) 近隣住民に文章の配布等により説明
- 4) 紛争が生じた場合は誠意をもって解決に努める

2007年1月 有田町（佐賀県）

「有田町中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」

対象：高さ 15m 以上の携帯電話基地局

概要：

- 1) 建設計画を知らせる標識を設置
- 2) 周辺住民の求めがあれば説明会を行う
- 3) 紛争が生じた場合、町が調停やあっせんを行う

2007年2月 篠栗町（福岡県）

「篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例」

対象：高さ 15m 以上の携帯電話中継基地局

概要

- 1) 町は基地局の設置改造計画の事前協議所と事前計画の提出を事業者に求め、事業計画を住民

に公表

- 2) 住民が同意しない場合、町は調停にあたり合意形成に努める
- 3) 既存基地局の電波状態について問い合わせがあれば、町は総合通信局や事業者を確認し、結果を公表する
- 4) 事業者は説明会を開催し、住民理解の下に計画を進められるよう配慮する
事業者は教育施設、病院、介護施設、通学とからなるべく離れた場所に設置するよう努める

2007年6月 いわき市（福島県）

「いわき市携帯電話基地局等の建設に係る紛争防止に関する要綱」

対象：高さ13m以上の携帯電話・PHS基地局

概要：

- 1) 近隣住民（高さ×2倍の範囲）と周辺住民(300m以内の居住者・土地所有者)に計画を周知するため、予定地に標識を設置する。
- 2) 近隣住民と自治会代表者に工事計画の概要を知らせ、要望があれば説明会を開催
- 3) 紛争が生じた場合、市長は調停を行う

2007年8月 川西市（兵庫県）

「携帯電話基地局の設置手続きについて（要請）」

概要：

高さ15m以上の携帯電話基地局を設置する際、周辺住民の理解が得られるよう、事前説明をすること

2009年9月 旭川市（北海道）

「携帯電話中継基地局を設置する事業者の皆様へ（お願い）」

概要：

- 1) 高さが10m以上の基地局の設置にあたり、周辺住民に対し、事前に施行および工事の内容を十分に説明すること
- 2) 説明対象は、高さ×2倍の範囲の住民と、町内会会長、該当範囲内または近接する教育施設・医療施設・社会福祉施設

3) 説明会の後、報告書を市へ提出する

2010年3月 羽村市（東京都）

「羽村市環境基本計画（改訂版）」

概要：電磁波に関する情報や携帯電話/PHS 基地局の設置場所と新設の情報把握に努め、その結果を公表

2010年4月 鎌倉市（神奈川県）

「鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例」

対象：屋外にある全ての中継基地（携帯電話、PHS、無線LAN）

概要：

- 1) 近隣住民と地縁団体代表者に、設置計画の内容と発信する電波に関する情報等を説明しなくてはならない。
- 2) 説明会開催後、説明実施報告書を市長に提出し、市長は市民の求めに応じて開示・閲覧に供する。
- 3) 紛争が生じた時、市長は調停またはあっせんを行う。

（まとめ：VOC・電磁波対策研究会 加藤やすこ）